

秋田市告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

令和4年12月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 彩新	福祉用具べ んざいてん	秋田市添川字境 内川原166番地 8	令和4年11月30日	福祉用具貸 与、介護予 防福祉用具 貸与
医療法人 久幸会	なでしこの 家	秋田市金足追分 字海老穴223番 地	令和4年11月30日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護